

令和3年第5回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和3年9月8日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和3年9月8日 午前9時00分				議長 西原 好文
	散 会	令和3年9月8日 午前10時30分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	瀧 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	2 番	江 頭 義 彦	3 番	金 丸 祐 樹	4 番	井 上 敏 文
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	本 村 健 一 郎	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基盤整備課長	武 富 元	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	一ノ瀬 和 義	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	山 崎 久 年	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	幼児教育センター所長	西 村 真 由 美	○
	健康福祉課長	坂 元 弘 睦	○	代表監査委員	伊 東 啓 子	○
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

## ▽令和3年9月8日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第5号 江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第4 報告第6号 令和3年度江北町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 日程第5 議案第28号 江北町企業誘致条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第29号 江北町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第7 議案第30号 令和3年度江北町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第31号 令和3年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第32号 令和2年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第33号 令和2年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第34号 令和2年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第35号 令和2年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第36号 令和2年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

---

午前9時 開会

### ○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第5回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

議会開会に先立ちまして、先月11日から17日にかけて、本町において累計雨量で979ミリといった大雨が降っております。人的被害はなかったものの、平たん部では住家被害で床上浸水4件、床下浸水172件、その他倉庫等206件もの多くの町民が被害に遭っております。被災された皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

また、農作物をはじめ、いろいろな道路、崖崩れ、農地被害等も発生しており、一日も早い復旧を願っている次第であります。

さらには、今回の大雨被害に対して、消防団をはじめ、多くの町民の皆様ボランティア活動等をしていただきましたことに対して、心より感謝を申し上げたいと思います。

それでは、本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの重点事項につき報告いたします。

まず、私のほうから報告いたします。

ページをお開きください。

主な事業等の動きとして、7月21日、佐賀市文化会館において、第24回市町行政講演会が開催されております。「～佐賀から世界へ～全ては「人」が主役の最先端テクノロジー」と題しまして、日本マイクロソフト宮崎翔太氏の講演が行われております。

8月3日、佐賀市において、知事・市町議長懇話会が開催されております。要望内容といたしまして、1級河川古川における堤防の浸食対策に対して要望を行っております。県の回答といたしまして、平成28年度から管理用道路の付近まで浸食された箇所など、浸食が著しい箇所について部分的に浸食対策を行っており、今後も現地の状況を確認し、緊急性の高い箇所について浸食対策を行っていくとのことでしたので、新しい財源の確保と、できるだけ早い工事の完了をお願いしたところであります。

なお、皆様のお手元に配付いたしております諸般報告で、令和2年度江北町定額運用基金運用状況報告書、令和2年度江北町財政健全化判断比率及び資金不足率についての報告書及び一般会計、特別会計決算についての審査意見書が提出されております。その内容につきましては、皆様に配付しておりますとおりでございます。

以上で私のほうからの報告を終わります。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。令和3年9月定例会の開会に際しまして、町政の運営状況に

ついて御報告を申し上げたいというふうに思います。

今年の夏は、例年より早い梅雨入り、また梅雨明けということで、またこの間も大きな大雨には見舞われず、今年の夏という意味では静かなスタートを切ったのではないかというふうに思います。

しかし、御存じのとおり、8月に入りまして、特に8月11日に降り始めた雨につきましては、ちょうど2年前の令和元年の豪雨から2年ぶりの豪雨となったわけでありまして。この雨は、最終的に警報の解除がされる19日まで9日間にわたり降り続き、先ほど議長からもありましたけれども、累計の雨量が987ミリということで、2年前の令和元年の430ミリの2倍を超える雨量を記録したところでありまして。また特に、前回、2年前の雨が8月27日、28日という2日間で降ったということを考えますと、令和元年の雨が短期集中的な豪雨であったことに対して、今回の雨は長期継続型といえますでしょうか、そうした雨だったのではないかとこのように思っております。

私ども町としましても、この間、様々な対策を講じておりまして、例えば、事前落水、また、お隣、大町町にあります高良川の対策なども取り組んできたところではありますけれども、今回は特に前回をはるかに超える雨量、また長期間にわたる降雨、さらに言いますと、有明海がいわゆる小潮の状況だったということなどから、結果的には前回にも匹敵する被害を受けることとなりました。

建物の浸水については、前回の被害が令和元年ということですがけれども、総数でいきますと431件に対して、今回総数、今のところ385棟となっております。内訳としましては、住家の床上浸水7件、床下浸水172件、また、非住家の浸水206件というふうになっておりますし、町内の山間部では土砂崩れ、また平野では浸水、冠水等の被害に見舞われたところでありまして、特に花祭地区におきましては、ちょうど2年前に崩壊した土砂のすぐ隣が今回崩壊するという状況を見ても、前回に匹敵する被害であったということは分かりますかというふうに思います。

一方で、今回の先ほど申し上げました特徴とも言えます長期の降雨による被害ということも生じております。特に農地においては、長時間農地が浸水をしたことから、水稲はもちろんでありますけれども、大豆やアスパラガス、イチゴ、トマト、キュウリ、花卉など、ハウス栽培の農作物についても広範にその被害は及んだところでありまして。今のところの推計でありますけれども、その被害額は1億円を超えておりまして、前回の被害額から比べますと、

約2.5倍ということになっております。

また、今回、長期間に降雨が続きましたことから、町内の排水機場についても異例の継続的な運転を余儀なくされたところであります。例えば、東古川排水機場につきましては、先ほど申し上げました8月11日から19日までの間に123時間の運転をしていただきましたし、このうち56時間については、まさに連続運転を余儀なくされたということであります。この連続運転も最終的には冷却機能が低下をしたということで、一時停止をしたわけでありますけれども、本来、排水機場、ポンプというのは、潮の満ち引きに応じて稼働するというもので、おおむね6時間間隔で運転をすることが想定をされておりますけれども、先ほど申し上げましたように、今回は長期間、または継続的な運転を余儀なくされたということであります。

先ほど8月11日から19日までの期間の運転時間が123時間というふうに申し上げましたけれども、ちなみに、令和2年、昨年ですけれども、8月1か月間での稼働時間が僅か6時間、先ほどから申し上げております2年前の令和元年であっても、8月全体で56時間ということからしましても、今回の運転の異常ぶりといいたまいますか、異例ぶりが取って見るところがあるのではないかとこのように思っております。

冒頭、議長からもお見舞いの言葉を頂戴いたしましたけれども、前後はいたしましたけれども、今回の大雨の被害に遭われた住民の皆様、また農業者の皆様など、心からお見舞いを申し上げるとともに、先ほど紹介をいたしました排水機場の操作員の皆様をはじめ、消防団の皆さん方、また職員諸君をはじめ、関係者の皆様方には、本当に昼夜を分かたず町の安全確保のために御奮闘いただいたことに心から御礼を申し上げたいというふうに思いますし、これは町外ではありますけれども、お隣の小城市においては、今回の大雨の対応中に排水機場の操作員さんが事故で亡くなられるということが報じられました。心からこの方に対してもお悔やみを申し上げたいというふうに思いますし、我々にできることは、これをやはり人ごとにしなないということだと思えます。やはり町の安全・安心は、町の安全・安心を守っていただいている方の安全・安心から始まるのではないかとこのことを今回改めて肝に銘じたところであります。

町としましては、今回の被害や関係者の皆様方の努力を無駄にしないように、このたびの大雨で経験をしたこと、また明らかになった課題について、しっかりこれから取り組んでいく必要があるというふうに思いますし、議員の皆様方にも引き続きの御指導、御理解、御協

力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

またもう一点、この夏の大きな危機という意味でいきますと、新型コロナウイルス感染の急拡大ということが上げられるのではないかと思ひます。我が町における本日現在の町内における新型コロナウイルスの陽性者は累計40名であります。昨年1月でしたか、国内で初めて感染者が確認をされて1年半以上経過をしたわけでありませうけれども、これまで40名のうち、その半数以上の22名が、実はこの8月一月間で確認をされたということになりますし、報道等もされておられますけれども、町内では初めてになりますけれども、いわゆるクラスターが発生をしたということでございます。

御存じのとおり、この新型コロナウイルスの猛威は、いわゆるデルタ株と言われている変異株によつてもたらされているものでありますけれども、これは我が町のみならず、言うまでもなく日本全体、また佐賀県もこの影響を受けていたということでもあります。

ちなみに、佐賀県では昨日現在、累計5,482名の方が陽性の確認をされておまして、我が町同様、この約半数近くがこの8月一月で確認をされたところであります。県におかれては、これまでも徹底的な調査ということで、大分前倒しでそうした陽性者の確認ということをしていただいておりますけれども、今回の感染拡大の中で、必ずしもそれが追いつかないというようなことも言っておられました。そういう中で、我々も単に県頼み、県頼りということではなくて、町として何かできることがないかということで、これも既に議会から承認はいただいておりますけれども、いわゆる抗原検査の簡易キットを町のほうでは保有をしております。これまで保有状況は1,200本購入をしておりますけれども、今回の対応によりまして、今のところ565本を既に使用をしております、さらに、そのうちの497本、ほとんどということになりますけれども、この8月以降に使用したということになります。抗原検査キットについても、例えば、実際、感染といひましようか、体内に入つてからすぐ出るわけではないということでありまして、安心材料に使うということではなくて、陽性者を早期に発見をするという観点から、これまでも利用をしてきたところであります。そうした県の取組をはじめとしたいろいろな対策が功を奏したんだと思ひますけれども、8月末から全体的には減少傾向にありますけれども、まだまだ予断を許さない状況であります。

この新型コロナウイルスの対策といたしましては、今、一番大きな柱は、言うまでもなくワクチン接種ということになります。町では、これまで希望される方が円滑に接種をしていただけるよう、また、一部の自治体で見られたような接種に当たつての混乱を生じないよう

に、これまで取組をしてきたところでありますけれども、この間、特に町内の医療機関には絶大な御協力をいただき、これまで比較的スムーズに接種を進めてこれたのではないかとこのように思っております。この場を借りて、改めて町内の医療機関、また医療従事者をはじめ、関係者の皆様方に御礼を申し上げたいというふうに思います。

9月6日現在ということになりますけれども、本町における新型コロナワクチンの接種状況について御報告をしたいと思います。

今回のワクチン接種は、12歳以上が対象になっておりまして、町内では対象者が8,435名おられまして、既に少なくとも1回目の接種を済ませていただいている方が5,895名、69.9%、約7割の方が既に接種をいただいているということであります。これを年代別に見てみますと、65歳以上の方が1回目93.8%の方が既に接種をいただいているということであります。また、60歳から64歳の方が83.7%ということになります。この後、50歳代、40歳代、30歳代ということで、実は年齢が下がるに従って、おおむねではありますけれども、10%ずつぐらい接種率が低くなるということになります。

今回の8月の感染の急拡大の状況を見ておきますと、やはりこれからは若い世代の方たちの接種をいかに進めていくか、またいかにしていただくかということが課題であるというふうに思っております。特に今回、ワクチン接種の対象ではない12歳未満の方たちは、言ってみればワクチンの接種はできないわけですから、例えば、その親御さんたちの世代、恐らく30代、場合によっては20代ということもあるかもしれませんけれども、この世代がやはりしっかり打っていただくということが、これからの課題であるというふうに思っております。

当然これからも町といたしましては、ワクチン接種についての円滑な実施ということで進めていくことにしておりますけれども、ここへ来て少し状況が変わってきております。というのが、報道でもされておりますけれども、ワクチンの供給が大変逼迫しているということであります。実は昨日も一番最新の県からの配分について連絡がありました。その配分の内容を見ておきますと、先ほど申し上げましたように、実はこれから若い人が希望される方にどんどん打っていただけるという本数では実はございません。県としましては、全体的に80%までの接種をまず目指すということでありますけれども、先ほど御紹介したとおり、既に65歳以上の方たちは94%打っておられるわけですから、それを今度どの世代もやっぱり80%以上打っていただくような環境をつくるということであれば、結果的には全体で80%を超えていく必要があるんですね。ところが、今のところは全体として80%相当のワクチンし

か今のところ供給のめどが立っていないということでもあります。

先ほどから言っておりますとおり、これまでは、ざっくり言いますと、月に1,500回のペースでワクチン接種が進められてきておりました。ところが、ワクチンの供給が大変逼迫しております、実は10月の予約からは、この3分の1の月500回のペースにダウンせざるを得ないという状況でありますし、実は11月以降については、ワクチンの供給がまだめどが立っておりません。これまで予約の受入れを止めるということはしないということを一テーマにしてきておりましたけれども、ここへ来て、その方針を転換せざるを得ない状況になっております。もちろん県のほうにも継続的にワクチンの供給については要請をしておりますけれども、県内市町どこも同じような状況ということで、県も国のほうにも働きかけをしておりますけれども、残念ながら今のところ大変不透明な状況であります。ここについては、早急に町のワクチン接種計画といいたいでしょうか、方針については見直しを行い、たとえ少し時間がかかっても、ちゃんと打っていただける、安心して打っていただける環境ということを早くつくっていきたいと思いますし、これについては、でき次第、議会の皆様方にも御報告をし、また、町民の皆様方にもお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

そうした中で、例えば、町内にお住まいの方で町外にかかりつけをお持ちの方もいらっしゃると思います。そういう方は大変心苦しいんでありますけれども、ぜひ町外のかかりつけ医を御利用いただくとか、また今、県のほうでも集団接種ということで実施をいただいております。こうしたことの活用もぜひ御検討いただきたいというふうに思いますし、町としましても、そうした情報提供にも努めていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルス、まだまだ先が見えないトンネルの中にある状況であります。これからも状況は時々刻々と変わりますけれども、しっかりそれを捉えながら、町民の皆様へ安全・安心を提供できるようにしていきたいというふうに思います。

ここまで8月の豪雨災害、また、新型コロナウイルスの感染拡大という2つの危機の対応状況について御報告申し上げましたけれども、これらについては、町民の皆さんのいろんな生活、もしくは事業に対して様々な影響を受けているというふうに思っております。町でもこうした危機を町としてしっかり乗り越えるためには、そうした町民の皆様への支援が必要であると思っております、本議会の9月補正予算ということで提案をさせていただいておりますけれども、令和3年度の元気復活応援金事業を実施したいと思っております。予算額

は約7,700万円、新型コロナウイルス、また大雨等の被害に遭われて、これから事業の継続や生活の再建をしたいという方に対して、最大30万円の応援金を提供したいと思っております。本議会でも議案の予算については御審議をいただくとお思いますけれども、最終的に議決をいただきましたら、早急な執行を行っていききたいというふうに思います。

また、これは予算外ではありますけれども、江北町で持っております育英資金、これについても、これまでは実は年1回の募集で実施をしておりました。ただ、お子様の御家庭の生活急変に伴って、江北町の子供たちが学びを止めることのないように、今回、教育委員会の中でも検討いたしまして、この育英資金の柔軟運用ということで計画をしているところであります。これについても、議案としては特にございませんけれども、また後刻、議員の皆様方に御報告をさせていただいて、御了解をいただければ、これについても早急に取組を始めて、とにかく町全体として営みを止めないという姿勢で臨みたいというふうに思っておるところであります。

実は昨日の夕方、役場の2階から東の空を見ておりますと、虹が出ておりました。そこに職員もいたものですから、虹の出とっばいと言って、何人かでみんなで見たんですけれども、昨日まではこの2つの大雨と新型コロナの御報告だけをしようというふうに思っておりましたけれども、よく考えてみますと、特にこの8月は激動の8月といいたいまいしょうか、大雨の対応、また新型コロナの対応に追われて、少し自分自身も何となく気分が沈みがちだったなどということ、一筋の虹を見ることで少しほっとしたような気持ちも持てたところでもあります。もちろん町にとって安全・安心の確保というのは一丁目一番地、第一になすべきことではありますけれども、役場は総合行政、言ってみれば総合商社みたいなものですから、第一ではありませんけれども、唯一ではないということだと思えます。やはり未来への投資、そうしたまちづくりというものもしっかりやっていく必要があるというふうに思いますし、町民の皆さんに喜んでいただくといいまいしょうか、そうした取組もしていく必要があるというふうに思えます。

くしくも、いよいよ来年に迫りましたけれども、町制70周年、また西九州新幹線の暫定開業から恐らくちょうど1年ということになります。これまでも議会の皆様方には順次その取組については御報告を申し上げながら準備を進めてきたところでもありますけれども、この夏の間にも進捗が見られましたので、それも併せて今回御報告をさせていただきたいというふうに思います。

既に御承知のとおり、暫定開業に併せまして、駅北口にコンテナ村を整備する予定にしております。これについても、全国から多数の応募をいただきまして、最終的には調整をさせていただいた上で、9店舗の入居をこのたび決めることができました。また、これについても、町民の皆様に対しても、どういうお店かということも順次お知らせをさせていただきたいというふうに思いますし、今、既にそうした入居予定の事業者の皆さん方との打合せといましようか、開設に向けた協議を始めさせていただいているところであります。

それと、もう一点でありますけれども、8月1日付でJR九州様とのパートナーシップに基づき、今回、JR九州の貴重な人材を江北町に派遣をしていただくことになりました。議会の皆様方には既に報告をしておりますけれども、大隅由里香さんといひまして、現在、地域振興課のほうで勤務していただいております。人となりは今回、9月の広報のほうにも写真つきで御紹介をさせていただいておりますので、ぜひ町民の皆様も御覧いただきたいと思っておりますけれども、大隅さんは、これまでJR九州の中で旅行代理業、また車掌、それと特急の運転までされたという大変バイタリティーにあふれる方です。8月1日に着任をいただいて既に1か月たっておりますけれども、そうした様々な経験を町のこれから取り組む事業に活かしていただいておりますし、何よりもやはり非常に同質性の高い役場の中において、そして、我々とはいい意味で違う経験やノウハウをお持ちの方が役場に入っていたというのには、役場全体にも大変刺激になっているところでありますし、これでまた来年の暫定開業に向けた取組に弾みがつくのではないかとこのように思っております。

先ほど申し上げましたとおり、町の仕事というのは総合行政であります。安全・安心はもちろんでありますけれども、しっかりこれから町の将来も見据えて、そうした一步一步取組を進めていく必要があるというふうに思いますし、ぜひそうした中で、町民の皆様には先ほど御紹介した虹のように、気持ちが明るくなるような夢や活気、活力を提供するというのも町の大事な仕事であるというふうに思います。文字どおり、雨の後の虹のように、これからしっかりとまた前を向いて町政の発展に邁進をしていきたいというふうに思いますので、議会の皆様方には引き続きの御協力をお願いいたしまして、9月議会開会に際しましての所信表明に代えさせていただきます。本議会もどうぞよろしく願いいたします。

#### ○西原好文議長

次に、一部事務組合等の議会が開催されておりますので、その報告を求めます。

杵藤地区広域市町圏組合議会が開催されておりますので、私のほうから報告いたします。

まず、杵藤地区市町圏組合議会 7 月臨時会が開催されております。

第12号議案 本組合職員の退職に伴い、令和 3 年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 1 回）について専決処分を行いましたので、報告するものであります。

第13号議案 消防手数料条例の免除規定に基づき報告するものであります。

第14号議案 嬉野消防署に配置するはしご付消防自動車の購入についてであります。

第15号議案 大町分署に配置する高規格救急自動車の購入についてであります。

報告第 1 号は、嬉野消防署建設事業に関する令和 2 年度一般会計継続費繰越計算書についての報告であります。

全議案とも異議なく全員賛成で、承認、同意、可決されております。

引き続き、8 月 25 日、杵藤地区広域市町村圏組合議会 8 月定例会が開催されておりますので、報告いたします。

第16号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例、現在建設中の新嬉野消防署の位置について変更する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

第17号議案 新嬉野消防署建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について、建築主体の基礎部分の施工増による契約の変更であります。

第18号議案 杵藤葬斎公園火葬場建設（建築主体）工事請負契約の締結についてであります。

第19号議案 火葬炉設備工事請負契約の締結についてであります。

第20号議案 杵藤地区広域市町村組合ふるさと市町村圏基金の処分についてであります。

第21号議案 令和 2 年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額は34億7,797万 3 千円、歳出総額は33億7,591万 4 千円となり、歳入歳出収支は 1 億205万 9 千円となっております。

第22号議案 令和 2 年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額は178億2,854万 2 千円、歳出総額は172億2,055万 4 千円となり、歳入歳出収支は 6 億798万 8 千円となっております。

第23号議案 令和 2 年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額は504万 5 千円、歳出総額は196万 9 千円となっており、歳入歳出収支は307万 6 千円となっております。

第24号議案 令和3年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,640万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,042万7千円とするものであります。

第25号議案 令和3年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,171万6千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ184億778万3千円とするものであります。

第26号議案 令和3年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）についてですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ539万8千円とするものであります。

全議案とも全員賛成で、可決、認定するものであります。

以上、報告を終わりますが、詳しい内容につきましては議員控室に資料を置いておりますので、目を通していただきたいと思っております。

次に、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催されておりますので、報告を求めます。井上敏文君、御登壇願います。

#### ○井上敏文議員

皆さんおはようございます。それでは、一部事務組合議会の報告をいたします。

令和3年7月、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が横尾俊彦広域連合長により招集をされ、令和3年7月5日14時30分より全議員出席の下、佐賀市大和支所議場において開催されましたので、その内容について報告をいたします。

付議事件は以下の1件であります。

議案第8号 佐賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、以上の議案については、これまで副広域連合長を務められた末安伸之前みやき町長が本年4月9日をもって辞任され、新たに田島健一白石町長が出席議員全員により承認をされました。

以上、報告を終わりますが、もっと詳しい内容が知りたい方は、資料を議員控室に置いておりますので、御覧いただきたいと思っております。

令和3年9月8日、産業厚生常任委員長、井上敏文。

#### ○西原好文議長

以上で諸般の報告が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において2番江頭義彦君、3番金丸祐樹君、4番井上敏文君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から9月17日までの10日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております案のとおりでありますので、御了承願います。

日程第3～第13 報告第5号～議案第36号

○西原好文議長

日程第3. 報告第5号から日程第13. 議案第36号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。武富局長。

○議会事務局長（武富和隆）

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本議会に提案をいたしました議案について、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、報告第5号 江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、令和3年9月1日から地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行手数料を

徴収することができるようになり、当該手数料の徴収事務については、市区町村長に委託することができることになりました。

また、機構が徴収する手数料の額については、総務大臣の認可が必要であり、8月27日付で機構が手数料の額を定める規定を制定したところであります。

その上で、施行が9月1日と間近であったことから、議会を開催する暇がなかったために、8月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第6号 令和3年度江北町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について御説明を申し上げます。

令和3年8月の豪雨災害を受けて、初動対応に必要な費用について早期に執行する必要があるため、9月1日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分を行ったものにつきましては、1つ、上下水道料金減免・し尿処理手数料補助65万円、1つ、災害廃棄物処理費用1,646万5千円、1つ、農業用施設・山林災害復旧事業815万1千円、1つ、災害関連人件費232万1千円であります。

次に、議案第28号 江北町企業誘致条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行されたことにより、町内企業の償却資産に対する課税免除等の要件の追加等を行う必要があることから、江北町企業誘致条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第29号 江北町過疎地域持続的発展計画の策定について御説明申し上げます。

本町が過疎地域として指定を受けていた過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎え、新たに令和3年4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、引き続き本町は過疎地域に指定をされました。

一時は今回をもって過疎地域から外れるということで心配をしておりましたが、議員の皆様方の御協力もありまして、何とか新法におきましても、江北町は過疎地域の指定を受けることができました。もしかすると、お聞きの町民の皆さんからすると、過疎地域の指定を受けたということで何で喜ぶのかというふうにお思いの方がいらっしゃるかもしれませ

んけれども、かつて石炭産業が華やかりし頃から江北町は人口が激減をしたわけでありまして、この期間の減少を捉えて江北町は過疎地域の指定を受けているということであり、この過疎地域の指定を受けることで、様々な有利な財源を活用ができるものですから、そういう意味でも、我々としましては過疎地域の継続的な指定ということで運動をしてきたわけでありまして、今回これが実を結びまして、過疎地域の指定を引き続き受けることになったものですから、これからもしっかりとその恩典を享受していく必要があるというふうに思っております。

そういう意味で、今後、本町が過疎地域における国の財政上の支援措置を受けるためには、法律第8条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする江北町過疎地域持続的発展計画について策定をし、議会の議決を受ける必要があるものですから、今回、提案をさせていただいたところであります。

次に、議案第30号 令和3年度江北町一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は1億199万8千円を増額し、歳入歳出予算総額を65億4,716万5千円とするものであります。

補正予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症や令和3年8月豪雨により影響を受けた事業者の事業継続を支援するための応援金を支給することとしております。また、江北駅北コンテナショップのオープンに伴い、既存の駅の北口トイレをリニューアルする上で、新型コロナウイルス感染予防のための設備改修を行う設計業務などの経費を計上しております。

歳出予算の主なものとしましては、先ほどから御紹介をしております江北町元気復活応援金7,768万円、ふるさと納税推進事業527万4千円、駅北口トイレ改修に伴う設計業務委託料110万円、ため池ハザードマップ作成業務委託料875万6千円、バリアフリー映画上映会18万3千円などであります。

補正予算の財源といたしましては、事業執行における国庫・県支出金等であります。

次に、議案第31号 令和3年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、382万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億7,584万円とするものであります。

補正予算の内容は、8月豪雨対応に伴う排水ポンプの稼働による燃料費等の増額でありま

す。

続きまして、議案第32号 令和2年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

令和2年度の決算につきましては、歳入総額70億8,667万9,316円、歳出総額68億1,776万4,374円であり、差引き2億6,891万4,942円の黒字となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源として、6,199万2千円を差し引いた実質収支額は2億692万2,942円となっております。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連事業により、国庫支出金が対前年比215%の増となっており、地方交付税は対前年度比5.8%の増となっております。

一方、町債の借入れは16.3%の減、基金の取崩しは53.8%の減となっており、町税においても、新築家屋の増加により固定資産税については増加をいたしました。一方、法人税率の引下げにより町民税が減少したため、対前年度比1.0%の減、ふるさと応援寄附金についても、前年度と比較して減となっております。

次に、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連事業として、特別定額給付金事業、こうほくふるさと便事業、店舗休業支援金事業、プレミアム付商品券事業、農業者・事業者応援事業、江北町元気復活応援金事業、江北町時短要請協力金事業、事業所等の感染防止対策支援事業、江北町元気クーポン券事業等、給付や事業支援を行ったほか、庁舎及び避難所での感染防止対策のための備品を購入いたしました。

また、安全・安心なまちづくりのため、通学路交通安全対策事業や道路防災修繕事業などに取り組んだところであります。

予算執行における主な事業の詳細につきましては、別冊の主要施策の成果報告書のとおりでありますので、御参考いただきますようお願いいたします。

なお、議案第32号から第36号については、後ほど報告がありますとおり、監査委員の決算審査を終了しており、地方自治法の規定により議会の認定をお願いするものであります。

続きまして、議案第33号 令和2年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

令和2年度の決算状況は、歳入総額1億3,221万円、歳出総額1億2,638万3,691円、歳入歳出差引額582万6,309円となりました。

歳入の主なものは、基金運用益による財産収入8,576万6,163円と基金繰入金4,054万4千

円であります。

歳出の主なものは、施設等の維持管理に要した費用であります。

次に、議案第34号 令和2年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

令和2年度の決算状況は、歳入総額11億7,926万8,323円、歳出総額10億9,343万8,651円で、歳入歳出差引額は8,582万9,672円の黒字となりました。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、保険給付費が対前年比8.4%の減であったこと、また、国民健康保険事業納付金が対前年比3.2%減少したことなどから単年度収支の黒字となった要因であります。また、令和2年度は調整基金に積立てを行っており、年度末の基金残高は8,179万2,706円となっております。

なお、令和3年度においても、給付実績に基づく普通交付金の返還金6,779万円を令和2年度の歳入歳出差引額から返還し、最終的には1,903万9,672円を調整基金に積み立てる予定としております。

続きまして、議案第35号 令和2年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御報告を申し上げます。

令和2年度の決算状況は、歳入総額1億2,080万5,654円、歳出総額1億2,047万7,163円で、歳入歳出差引残額32万8,491円となり、この額は令和3年度へ繰り越し、精算することとしております。

歳入のうち、保険料収納額は8,082万5千円で、収納率は99.97%となりました。

令和3年度においては、保険料収納率100%の徴収に努めてまいりたいと思います。

最後に、議案第36号 令和2年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

令和2年度の決算額は、歳入総額8億9,131万5,082円、歳出総額8億7,878万3,045円で、歳入歳出差引額1,253万2,037円となりました。

歳入の主なものは、下水道使用料9,993万6,660円、一般会計繰入金4億5,777万2千円で、歳出の主なものは、町道駅南地区東西線污水管渠埋設工事費4,951万8,700円、公共下水道施設ストックマネジメント事業に係る工事費8,617万9,500円、農業集落排水事業に係る工事費1億8,694万600円と、公債費として起債元金・利子の償還金3億9,493万924円であります。

以上が本議会に提案をいたしました議案であります。9月議会は決算特別委員会、また、

今回は特に会期中にかんがい排水の委員会も予定をしております。長期間にわたりますけれども、引き続きよろしくお願いをいたしまして、議案の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

#### ○西原好文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

引き続き、議案第32号から議案第36号までは令和2年度会計の決算認定について提出されております。つきましては、監査委員から決算審査の報告を求めます。代表監査委員伊東啓子君、御登壇願います。

#### ○代表監査委員（伊東啓子）

おはようございます。監査委員の伊東でございます。

ただいまから令和2年度江北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額運用基金運用状況審査意見を申し上げます。

なお、この審査意見につきましては、監査委員2名の合議の下でございます。

1ページをお願いいたします。

第1、審査の概要について申し上げます。

まず、1の審査の対象でございますが、(1)から(7)まで記載しておりますように、令和2年度江北町一般会計歳入歳出決算ほかの証書類をもって審査の対象といたしました。

2の審査の期日でございますが、令和3年7月16日から8月5日まで実施したところでございます。

3の審査の方法でございますが、審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類並びに定額運用基金運用状況調書について、(1)から(5)の諸点に主眼を置き、伝票等と照合いたしますとともに、関係職員の説明を聞き、さらに、これまで実施いたしました監査の結果も考慮いたしまして、慎重に審査をしたところでございます。

審査の結果でございます。令和2年度一般会計及び特別会計の決算の計数は、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき審査しました結果、関係諸帳簿及び附属証拠書類と符合していることを確認いたしました。

事務事業につきましては、おおむね議決の趣旨に沿って執行されているものと認められま

したが、補正後の予算執行等について不適切な事案が見受けられたところでございます。

また、財務に関する事務の執行につきましては、前回の決算審査、定期監査時の指摘等は、適正に処理され、ほぼ改善されておりましたが、一部不適切な事務処理がございました。

財政の運営につきましては、依然として厳しい財政状況ではございますが、各課の効率的な運営により、適正に管理されていると認められたところでございます。

また、基金の運用につきましては、その設置の目的に従って適切に管理運用されておりました。

次の2ページの第2、決算の総括から23ページの第5、基金運用状況までは、決算内容を詳細に記載したものでございます。後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、24ページをお願いいたします。

審査意見に入らせていただきます。

(1)一般会計の収支状況でございます。

一般会計の決算収支は、歳入総額70億8,667万9,316円、歳出総額68億1,776万4,374円で、歳入歳出差引額は2億6,891万4,942円となっております。この中から事業を繰り越したことに伴い、その財源として翌年度へ繰り越すべき額6,199万2千円を差し引いた実質収支額は2億692万2,942円の黒字となっております。

歳入でございます。

前年度に比べ11億8,257万7,412円増加しております。これは主に繰入金は2億4,024万5,527円、町債は1億1,211万7千円、寄附金は4,034万7,518円減少いたしましたが、国庫支出金が13億4,961万6,965円増加したためでございます。

歳出でございます。

歳出は、前年度に比べ11億6,288万9,961円増加しております。これは主に農林水産業費は2,744万5,919円、商工費は1,535万6,782円、消防費は1,102万7,320円減少いたしましたが、総務費が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の増加等で7億3,379万5,098円、土木費が3億350万3,134円、衛生費が1億4,823万1,226円増加したためでございます。

特別会計の収支状況でございます。

特別会計の決算収支は、歳入総額23億2,359万9,059円、歳出総額22億1,908万2,550円で、歳入歳出差引額は1億451万6,509円となっております。この中から事業を繰り越したことに伴い、その財源として翌年度へ繰り越すべき額378万9千円を差し引いた実質収支額は1億

72万7,509円となっており、4会計とも黒字となっております。

歳入でございます。

歳入は、前年度に比べ5,756万6,138円増加しております。

これは臨鈺ポンプ等維持管理事業特別会計は9,033万7,546円、国民健康保険事業特別会計は4,181万3,724円減少しましたが、下水道事業特別会計が1億8,198万5,849円、後期高齢者医療特別会計が773万1,559円増加したためでございます。

歳出でございます。

歳出は、前年度に比べ2,600万6,461円増加しております。

これは臨鈺ポンプ等維持管理事業特別会計は9,045万7,722円、国民健康保険事業特別会計は7,927万7,888円減少しましたが、下水道事業特別会計が1億8,797万2,651円、後期高齢者医療特別会計が776万9,420円増加したためでございます。

続きまして、25ページ、不納欠損・収入未済についてでございます。

一般会計の不納欠損額は、児童福祉費負担金187万8,330円、町税93万8,857円、使用料13万2,500円で、前年度に比べ481万9,077円減少しております。これは主に児童福祉費負担金は187万8,330円、使用料は13万2,500円増加したものの、町税が682万9,907円減少したためでございます。

収入未済額は2,201万2,247円で、前年度に比べ587万902円減少しております。これは主に児童福祉費負担金が322万6,540円、町税が267万5,912円減少したためでございます。

特別会計でございます。

不納欠損額は、下水道事業特別会計116万910円、国民健康保険事業特別会計29万7,289円で、前年度に比べ328万3,321円減少しております。これは下水道事業特別会計が191万6,410円、国民健康保険事業特別会計が136万6,911円減少したためでございます。

収入未済額は2,340万6,638円で、前年度に比べ295万6,343円減少しております。これは国民健康保険事業特別会計が108万5,083円、下水道事業特別会計が189万1,460円減少したためでございます。なお、収入未済額の8割を国民健康保険税が占めております。

不納欠損とせざるを得ない事由につきましては、真に審査され、慎重に手続を取っていただきたいと思っております。

また、収入未済につきましては、減少傾向も見受けられますが、いまだ多額となっております。公平な負担と自主財源の確保の観点から、引き続きその解消に努めるとともに、新た

な収入未済の発生防止に努めていただきたいと思います。

続きまして、不用額でございます。

一般会計は1億6,487万4,626円で、前年度に比べ1,335万6,039円増加しております。主なものは、総務管理費が3,462万6,162円、以下、金額は省略させていただきますが、児童福祉費、社会福祉費、道路橋梁費、幼稚園費、保健衛生費等、多額の不用額となっております。

特別会計でございます。

不用額は9,060万2,450円で、前年度に比べ4,472万4,539円増加しております。これは国民健康保険事業特別会計が前年度より3,849万1,888円増加したためでございます。新型コロナウイルス感染症の影響の予測が困難であり、保険給付費支出額の見極めが難しく、不用額が増加となったものと考えております。

不用額が生じ、その額が歳出予算現額に占める割合が大きいことだけをもって、直ちに予算見積りが正確でない、あるいは予算の執行が適切ではないとするものではございません。予算の効率的な執行、経費の節減以外の要因で不用額が生じたのではないかを見極め、よりの確な予算の執行を図ることが重要であると考えます。

財源の有効活用を図ることはもとより、予算の信頼性を確保する観点から、予算編成時に精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、適切な執行管理の下で補正を行い、効率的な予算執行に努めていただきたいと思います。

繰越額でございます。

一般会計の繰越額は1億8,700万2千円で、前年度に比べ8,422万1千円減少しております。繰越額は全て明許繰越でございます。事業繰越の主なものは新型コロナウイルス感染症対策事業、農村地域防災減災事業、小・中学校GIGAスクール整備事業に係る事業費等でございます。

特別会計の繰越額は、下水道事業特別会計が1,100万円、臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計が328万9千円となっております。

翌年度への繰越額は前年度より減少しておりますが、本年度は新型コロナウイルス感染症対策事業に伴う繰越しが増加しております。いまだ終息の見えない新型コロナウイルス感染症に対応する事業を計画どおりに進めることは困難であるかとも思いますが、町民全般に事業が行き渡るよう、また、その効果を適切に発現できるよう努めていただきたいと思います。

続きまして、(6)自主財源でございます。

自主財源は20億3,720万3,260円で、前年度に比べ2億2,862万1,351円減少しております。これは主に繰入金、寄附金、分担金及び負担金が減少したためでございます。

令和2年度の歳入に占める自主財源構成比は28.7%となっており、30.0%を下回っております。町民にとって、より住みやすいまちづくりを進めるためには、自主財源の確保が不可欠でございます。今後もあらゆる工夫と施策を総動員し、職員一体となって歳入の確保に努めていただきたいと思います。

続きまして、財政指数でございます。

普通会計における主な財政指標を見ますと、財政運営の健全性を示す指標である実質収支比率は6.9%で、前年度に比べ0.8ポイント悪化しております。財政上の能力を示す指標である財政力指数は0.409%で、前年度に比べ若干ではありますが、改善されております。財政構造の硬直化等の指標である経常収支比率は91.8%で、前年度に比べ0.4ポイント悪化し、ここ数年、毎年財政の硬直化が進んできております。

今後、これらの比率がより改善されるとともに、悪化した比率の改善に努められ、安定的な財政運営となるよう望むものでございます。

続きまして、27ページでございます。

公有財産でございます。

一般会計の土地及び建物でございます。

行政財産は、土地が道路拡張のため52.56平方メートル減少し、26万3,972.36平方メートル、建物は増減がなく、前年度末同様となっております。

普通財産は、土地は前年度と同様となっております。建物は上小田浄水場分が182平方メートル増加し、1,270.65平方メートルとなっております。

山林につきましても、前年度と同様でございます。

物品につきましても、今後とも適正に管理をお願いしたいと思います。

指定管理者制度につきましても、基本協定書等に基づく指導・監督、審査を徹底していただきたいと思います。

特別会計でございます。

下水道事業特別会計の公有財産につきましても、令和2年度中に増減は見られず、前年度末と同様となっております。

続きまして、基金でございます。

基金残高は128億3,667万8,899円となっており、前年度と比べ3億1,447万8,581円増加しております。これは主に前年度と比べ基金取崩額が約2億4,000万円減少したためでございます。

続きまして、ふるさと応援寄附金でございます。

令和2年度は1万7,321件、3億1,331万9,991円でございます。前年度に比べ5,349件、4,354万7,518円減少しております。また、基金としての積立額は1億5,657万4,528円となっております。

ふるさと応援寄附金につきましては、自主財源のうち町税の次に大きな割合を占めており、町の財源として欠かせないものでございます。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による単籠もり需要で大きく寄附額を伸ばした自治体もある中、本町の寄附額は平成29年度の約7億7,000万円をピークに毎年減少に転じ、県内20市町の中においても最下位と低迷しております。寄附額を向上させるために、他市町と比べ足りないものは何かなど再度分析し、寄附額が増収するように取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、財務関係事務でございます。

予算は、真に必要な施策のために計上すべきものでございます。しかし、今回の決算審査では、その必要とし、計上した予算に対する意識が希薄と思われる事案が散見されました。その内容といたしましては、計上した予算を執行せず全額減額する事案、補正で計上した予算が執行されていない事案、必要経費の積算を誤って補正し、流用によりその不足を補う事案、少額な減額補正を行う事案等でございます。

また、内部チェック体制が機能していれば指摘に至らない事案等もございました。新型コロナウイルス感染症対策事業等、スピード感を持って対応が必要な場合においても、事業実施に当たっては、その趣旨、目的をよく見極めた上で法令を遵守し、執行すべきでございました。

前回の決算審査並びに定期監査の際に指摘しました事項はおおむね改善されておりますが、一部には指摘事項に対する対応が不備な点も見受けられました。

指摘事項につきましては、次ページ以降に掲載しております。

29ページをお願いいたします。

決算審査での指摘事項でございます。

総務政策課。

算出根拠が明確でなかったというものでございます。路線バス運行補助事業といたしまして、江北町新型コロナウイルス感染症対策公共交通維持確保支援金740万円を支出されております。

本年度、新型コロナウイルス感染症の影響により収益が減少した路線バス事業者へ、地域における公共交通の運行維持を図るためとし、支援金を支給されております。

支給すること自体はもちろん大丈夫だと思いますが、その要綱の中で交付金の算定及び交付限度額が定められておりますが、1台当たりの金額、下に記載しておりますように、生活交通路線は12万円、循環路線は6万円。交付限度額、生活交通路線は540万円、循環路線は200万円の算出根拠が明確でなかったと思います。

また、事業者の所有する保有台数につきましても、明確な定義がございませんでした。町内を路線バスとして通常運行しているバスの保有台数なのか、営業所が所有する全てのバスが対象になるのか、不明でございました。

支給要綱に規定する交付金額については、その交付金額が妥当なものであるのか、その根拠を明確にされたいと思います。

記載されております保有台数1台につき12万円を乗じた額。生活交通路線でございますが、申請されました保有台数は45台でございました。45台に12万円を掛けますと540万円でございます。アとイを比較する理由が見当たりません。こういうところもきちんと明確にされたいと思います。

続きまして、地域振興課。

補助金積算根拠が不明でございました。江北町時短要請協力金事業、新型コロナウイルス感染症対策補助金でございます。

江北町時短要請協力金事業として、佐賀県の要請に応じ営業時間短縮及び休業する飲食店等に対し、協力金を1店舗当たり28万円交付されております。しかし、協力金算定の根拠が明確でございませんでした。新型コロナウイルス感染症による影響を受けた飲食店に対する減収補填対策として早急な対応が必要であったと思いますが、補助金額の算定につきましても、その算定基礎を明確にすべきでございました。

同じ時短要請期間中、県は1日当たり協力金を国の基準に準じ、平日、休日の区別なく、一律同額で交付しております。町が下記に示しておりますように、時短要請期間の18日間の計算の基礎でございますが、平日に1万円掛け9日分、金土日2万円掛け9日分、プラス諸

経費でございます。これで合計28万円を交付しておりますが、1日当たりの協力金上限額としてきちんと定めていただきたかったと思っております。

続きまして、地域振興課でございます。

事務費積算が不適切でございました。プレミアム付商品券事業業務委託料でございます。

プレミアム付商品券を2回発行し、その業務を江北町商工会へ委託しております。委託契約の際、事務費につきましては、定期監査でも申し上げましたが、2回とも積算資料等は作成されず交付されておりました。決算を見ますと、商工会へ交付した事務費の消化率は59%となっており、270万9,235円の返還金が生じております。契約の際は、必要な経費を適正に見積もり、契約締結をしていただきたいと思います。

なお、270万9,235円、ほとんどが不用額として残っております。

続きまして、地域振興課。

肥前江北駅（仮称）改称推進事業各種調査委託契約についてでございます。

駅名改称プロモーション業務委託契約仕様書の内容に変更が生じていましたが、変更内容には、次ページに記載しております。委託業務内容の変更を受注業者と協議した事実が分かる書面等がございませんでした。そのような書面がなければ、町が委託した業務が適正に実施されたか、検査確認できないと思っております。委託業務内容に変更が生じた場合は、その経過について書面等により明確にいただきたいと思います。

次のページに記載しておりますように、当初の業務委託仕様書内訳は①、②、③、実績は①、②、③と記載しておりますが、変更された業務委託は、2番目の駅名改称実施自治体取材、これはコロナによりまして取りやめになっております。③町制70周年ロゴ制作デザイン料は、当初契約仕様書には委託業務として記載はなく、業務終了後提出された請求書に業務委託の一つとして記載されております。もちろんこのロゴ制作デザイン料は相手の業者さんの金額によるものでございますが、最終的に当初の委託契約額100万円に合わせるような端数までついたような委託料でございました。

続きまして、こども教育課。

ネイブル・さわやかスポーツセンター空調設備工事設計監理業務委託についてでございます。

災害時の避難所となるネイブル、さわやかスポーツセンターの環境改善のため、空調設備を設置するとして、設計監理業務及びその支援業務を実施されております。

予算事業説明では、令和3年2月工事開始、令和3年7月までに設置工事完了のスケジュールが記載され、令和2年の5月臨時議会で予算計上されております。しかし、令和2年度中に工事は開始されず、また、令和3年度にもその予算は今のところ計上されておられません。相当の理由があり事業見送りになったかと思えますし、いろいろ理由は聞いておりますが、計画を性急に進めようとするあまり、予算計上の際、当然に時間をかけて検討すべきこと、例えば、空調設置必要性の是非、設置後の維持管理経費及び費用対効果について、施設利用者に求める空調使用料の負担について等について、十分精査できていなかった結果の事業見直しであるならば、誠に遺憾でございます。

今回、約600万円という高額な委託料で作成した設計は、事業を実施するとなった際にそのまま活用できるのか。活用できず、業務を再委託するような事態にならないよう望むものでございます。

続きまして、32ページ。

健康福祉課。

健康ポイント事業かえる商品券の管理が適切でなかったというものでございます。

令和2年度に健康ポイント事業の商品券作成、印刷業務及び商品券交換業務を商工会へ委託しております。この商品券作成は、健康ポイント事業に使用する目的で作成されたものでございます。しかし、残枚数を確認していなかったため、商工会の販売実績に目的外使用の枚数まで含まれていたことに気づかれませんでした。商品券は金券であり、健康ポイント事業以外に利用がないよう在庫数を確実に検収し、実績報告数に誤りがないか確認すべきでございました。

依頼しました印刷商品券は1万3,500枚、4,500枚掛け3年分、これは令和2年から令和5年度に使用できるものでございます。

令和2年度使用枚数は3,925枚、残数が9,575枚あるはずでございます。

参考の表に書いておりますように、いろいろ特定健診とかインフルエンザ、いきいき百歳体操、保育士等人材確保のために商工会からかえる商品券を購入されておりますが、商工会の実績報告では、一応このように約3,900枚とか、約400枚、インフルエンザにつきましてはゼロ枚、このように数字が一致しないようになっております。きちんと確認すべきかと考えます。

続きまして、総務政策課でございます。

工事請負費が執行されていなかった。

9月補正で新型コロナウイルス感染防止対策として、折り畳みパネル設置（こども教育課カウンター前）工事費を計上されておりますが、補正した予算の工事は全く実施されず、3月補正で全額減額されております。必要と判断し、予算を補正しているにもかかわらず、執行していないのは遺憾でございます。ここも補正予算後にいろいろ考えて、こども教育課カウンター前だけではなく、ほかにもというような思いもあったかのように聞いておりますが、実質、パネル設置をしてもよかったのではないかと考えます。必要な事業内容について、十分に検討、調査を行い、予算計上をしていただきたいと思います。

続きまして、全庁でございます。

補正後、予算額に不足が生じ、予算流用している事案が散見されました。

必要見込額を適正に積算し、補正することは困難な場合ももちろんございますが、安易に不足額を流用することがないように、十分に精査し、個々の事業に応じた適正な予算の補正をしていただきたいと思います。

以下にその事例の一部を記載しております。

例えば、健康福祉課は、更生医療給付費みたいなものは、2月、3月に、いつ何どきこういう給付費が出てくるかも分かりませんが、全て87万円減額した後に、結局、2万8,723円再度流用されております。

次に、介護予防支援事業委託料につきましては、8月に支出負担行為を失念していたために、その分の支出が計算されておらず、減額補正をしたところ、実際に21万6,275円支出せざるを得なかったものでございます。

農業委員報酬につきましては、農業委員の報酬、給料みたいなものに対しまして、活動報酬も一緒に歳出費目に組まれております。そのために、活動されましたその金額を最終的に3月で支払われる予定でございましたが、それが失念されていたために、48万円減額補正されて、不足額となって、5万3,300円流用されたものでございます。

一時預かり事業の会計年度任用職員報酬でございますが、これは2月までの支出累計額がもう既にその支出済額の中に計算されていると思い、3月分だけ残せばいいということで、15万5千円余るということで減額補正されましたが、実際、2月分に支払われる金額が支出額累計に入っておらず、14万5,002円のまた流用になったものでございます。

続きまして、34ページ、検討事項でございます。

生活交通路線運行費補助金について。

町民の移動手段としての生活交通路線を維持することは必要でございますが、生活交通路線運行費補助金は毎年増加しております。生活路線バスの利用実績を鑑みると、その補助額が妥当であるのか疑問でございます。

増大するバス事業者に対する補助金につきましては、県全体に関わる部分もあるため、今後の補助の在り方について、関係各機関と連携されながら検討していただきたいと思っております。

表に書いておりますように、平成28年度の利用人数実績は18万6,860人で、交付額は478万円でございます。令和2年度はコロナのために利用人数が3万人ほど減少しておりますが、実質の補助額は定額としまして、880万3千円、それに今回の540万円を支出し、1,420万3千円の補助となっているものでございます。

続きまして、江北町商工会への補助金についてでございます。

平成29年度健康ポイント事業開始の際は、商工会が商品券印刷代を支出して作成し、一般にも販売しております。事業として商品券発行は、町内消費活性化につながるものであるため、その発行については、商工会が主体となり進めることができないか、検討していただきたいと思っております。

令和2年度分商品券は、町が印刷代も含めて委託しており、町が作成したものであります。1つの事業にのみ使用すると目的で作成した商品券を商工会が別の目的で販売するようなことは適切でございません。

今回のような商工会が目的外に商品券を販売するといった問題も、商品券の作成をどこが主体となって進めるか、明確に取り決めておけば回避できたのではないかと考えます。

なお、今年度商品券印刷に要した経費は8万190円でございます。また、町商工会経営改善特別支援補助金を総額600万円補助されておりますが、経営改善を目的としている補助金であるなら、交付開始から3年経過し、その成果は上がっているのか等についても確実に検証をお願いしたいものでございます。

以上、指摘事項を終わります。

長くなりましたが、最後に結びを申し上げます。

令和2年2月、新型コロナウイルス感染症が国内でも確認され、以来、本年8月現在でもその終息の兆候はなく、その影響はとどまるところを知らない状況となっております。

佐賀県でも、8月以降、感染者数は増加し、中でも若年層の感染が多くなってきております。町でも感染者の増加が見られております。

町長はじめ、議員の皆様、職員の方の御苦労も長期化し、いまだ終息の見えないものとの戦いに対する心痛はいかばかりかと推測いたします。国もコロナ対策予算を自治体に交付し、コロナ対策に力を入れてはおりますが、なかなか効果が上がっていない状態でございます。そのような中でも、自治体は迅速かつ的確に行政を行うことが求められます。江北町におきましては、国民全員に給付された特別定額給付金について、いち早く町民全員に給付されるとともに、プレミアム付商品券事業、元気クーポン券事業等、多くの町独自の対策事業に取り組み、その対応には心より敬意を表するものでございます。

また、ここ数年、これまでに経験したことのない豪雨、猛暑などが押し寄せてきております。本年も8月11日から断続的に大雨が降り続き、13日には大雨特別警報が発令され、緊急安全確保がいち早く発令されました。

自然災害の驚異と、これに備える対策の重要性を自覚し、常に危機感と緊張感を持ち、これまでに経験したことのない不測の災害に備え、町民の命を守ることを第一に、これまで以上に職務に当たっていただくよう切にお願いしたいと思います。

今年度の決算審査におきましては、コロナ禍の中、多くの業務を遂行することになった等もあり、必ずしも基本とすべき法的・事務的手続等を遵守されていない案件が見受けられました。

財政運営につきましては、歳入は国庫補助金がコロナ予算により大幅に増加いたしました。一方、歳入は前年度より減少し、町決算の構成比が28.7%となっております。一方、歳出においては、社会保障関係費、自然災害やいまだ終息を見ない新型コロナウイルス感染症に関する経費、公共施設等の維持保全経費等の増加により、極めて厳しい財政運営となっております。

このような状況下では、財政の健全化とともに、自主財源の確保が何より重要でございます。とりわけ貴重な自主財源でありますふるさと応援寄附金については、毎年減少の一途をたどっております。減少要因等を精査し、いかに歯止めをかけられるかが喫緊の課題であるかと思っております。

町政運営に当たりましては、2020年国勢調査の結果、福岡都市圏近接の東部地域では増加しておりますが、県中西部がいずれも大きく減少している中で、当町の人口減少は10人と

どまっております。県下でもその減少率は最小となっております。これは子育てや教育環境についての評価が高く、住みやすい町としての表れであると思われます。さらに、マイナンバーカード交付率が職員の努力の成果もあり、全国、佐賀県を大幅に上回っております。このような業務に積極的に取り組み、大いに成果を上げていただきたいと思っております。

今後も厳しい財政事情が予測される中、子育てや人づくり、産業の振興、地方創生などに取り組まれ、町民の理解と協力を得ながら、町民にとって真に必要な政策を効果的に実施され、令和の時代も魅力ある住みやすい町であり続けるよう望むものでございます。

私の審査意見は以上でございます。ありがとうございました。

#### ○西原好文議長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時30分 散会